

宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算の執行に係る附帯決議

県営えびの高原スポーツレクリエーション施設（屋外アイススケート場）は、年間約2万3千人が訪れる本県の主要な観光施設のひとつである。

当施設については、一昨年スケート場屋外リンクを含む大規模な修繕工事を実施したにも関わらず、早くも平成24年1月29日に、当施設を管理する指定管理者において、雨水の凍結による屋外リンクの北側フェンスの傾きが確認され、3月2日に営業休止を余儀なくされた。

その間、県当局による現地確認や指定管理者の依頼による専門業者の調査が行われ、3月28日には、県当局、指定管理者等により対応方策の具体的な検討が行われた。

県当局においては、その後も修繕方法等の検討を行ってきたが、この間、県議会に対して9月定例会で議案が提出されるまで、当施設の状況について何ら説明がなく、また、平成24年9月21日に実施した商工建設常任委員会の現地調査の結果、施設利用者の安全確保について不十分と思われる状況も確認されたところである。

よって、ここに宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算の執行に当たって、次の事項を付するものとする。

記

- 1 当該施設の安全確保については、運営時における徹底した安全管理を行うとともに、問題の発生原因について、速やかに綿密な調査を行い、万全で抜本的な対策を講ずること。
- 2 施設運営等に問題が発生した場合は、議会に対し、早い段階で十分な説明を行うこと。

以上のとおり決議する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

提出先

宮崎県知事 河 野 俊 嗣